

段階的緩和措置における主な支給要件

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証店と非認証店で要件が異なります。

認証店

- (1) 営業時間：午前5時から午後9時までに短縮（※通常時午後9時から翌日午前5時まで営業していたこと）
- (2) 酒類の提供：午前11時から午後8時まで
- (3) 人数上限：① 10月1日から10月14日まで
4人以内又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限ること。
② 10月15日から24日まで
同一テーブルで4人以内（※）又は同居家族（介助者を含む）のみのグループ。
ただし、テーブル間の移動を行わないこと。

非認証店

- (1) 営業時間：午前5時から午後8時までに短縮（※通常時午後8時から翌日午前5時まで営業していたこと）
- (2) 酒類の提供：終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けない）
- (3) 人数上限：4人以内又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限ること。

共通

- (1) 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケ設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用を自粛すること。飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。
- (2) 人数上限を結婚式場については同一テーブルで4人以内（※）とすること。
- (3) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、店頭に掲示すること。
- (4) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示すること。
- (5) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- (6) 令和3年10月1日から令和3年10月24日までの間に営業停止等の行政処分を受けないこと。
- (7) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。等

※5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること。